

二俣川ニュータウン連合町内会規約

昭和 45 年 4 月 1 日制定 平成 27 年 4 月 5 日一部改定
令和 4 年 4 月 2 日一部改定
令和 5 年 4 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 4 月 1 日 改正

第一章 総則

(名称及び組織)

- 第 1 条 本会は、二俣川ニュータウン連合町内会と称し、地域内の町内会および別に定める各種団体をもって組織し、事務所は連合町内会館に置く。
- 町内会員は地域内に居住し、当該年度の町内会費（並びに会館維持管理費）を納めている者（世帯主と生計を一にする者）を言う。
- 但し、二世帯同居で何れか一方の世帯が町内会費を納めている場合は同居の世帯は町内会費が免除され、町内会員と見做される。

(目的)

- 第 2 条 本会は、地域内の町内会および各種団体との相互の連絡を緊密にすると共に、会員相互の親睦と公共福祉の推進、地域社会の向上発展に寄与することをもって目的とする。

第二章 事業

(事業)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 所轄官庁との連絡又は折衝ならびに隣接区域団体との協力に関する事項。
 2. 各町内会との連絡調整ならびに各種団体との連絡と事業の推進。
 3. 地域内における自主的広報活動ならびに行政機関による広報の伝達協力。
 4. 地域内の防犯、交通、防災、保健衛生、環境緑化推進、青少年の指導、スポーツ文化活動の発展と育成。
 5. 地域内の親睦、融和、福祉の推進。
 6. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第三章 役員

(役員の定数)

- 第 4 条 本会は次の役員を置く。
- | | | | |
|------|-----|------|-----|
| 会長 | 1 名 | 副会長 | 若干名 |
| 会計 | 3 名 | 会計監事 | 2 名 |
| 常任理事 | 若干名 | 理事 | 若干名 |
| 事務局長 | 1 名 | | |

(役員の選出)

- 第 5 条 役員は、前年度役員および当年度町内会長の中から推薦し、常任理事会において次により選出する。選出された役員は役員総会において選任されるものとする。
- 会長 前年度役員および当年度町内会長の中から選出する。
- 但し、やむを得ない事情があるときは常任理事の推薦によることができる。

副会長 前年度役員および当年度町内会長の中から選出する。
但し、やむを得ない事情があるときは常任理事の推薦によることができる。

会計 当年度または前年度町内会長の中から選任する。

会計監事 前年度役員の中から選出する。

常任理事 当年度全町内会長

理事 各町内会長より夫々2名を推薦し選出する。
地域内各種団体の代表者。

事務局長 常任理事会の推薦により選出する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、正副会長の任期は原則最長4年とする。

欠員により選出された役員の任期は前任者の残余期間とする。

役員の任期が満了しても、後任者の選任まではその役にあるものとする。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

会計は、本会の会計業務を担当する。

会計監事は、本会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

常任理事は、会長より委任された担当業務を遂行し、各種の重要事項を審議する。

理事は、本会の事業の企画、実施に参画する。

事務局長は、会務を分掌する。

(顧問)

第8条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

顧問は、常任理事会の推薦により役員総会の承諾を経て委嘱する。

顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

顧問は、会長の諮問に応じ常任理事会において意見をのべることができる。

第四章 役員総会

(役員総会)

第9条 役員総会は、通常役員総会と臨時役員総会とする。

役員総会の招集は、次の各号による。

1. 通常役員総会は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に会長が招集する。
2. 臨時役員総会は、必要に応じ常任理事会の承諾により会長が招集する。

(役員総会の招集)

第10条 役員総会の招集は、あらかじめ会議の目的たる事項を全役員に通知して行うものとする。

(役員総会の議長)

第11条 役員総会を円滑迅速に運営するため、議事に入るに先立ち議長を出席者の中から互選する。

(役員総会の成立および議決)

第 12 条 役員総会は役員総数の過半数の出席をもって成立する。また役員総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

(役員総会の議決事項)

第 13 条 役員総会は次の事項を議決又は承認する。

1. 規約の改正に関する事項。
2. 事業報告および事業計画に関する事項。
3. 予算、決算および会費に関する事項。
4. 役員の選任に関する事項。
5. その他、会長が必要と認めた事項。

(役員総会の議事録)

第 14 条 役員総会の議事経過の要約およびその議決は、これを議事録に記載し議長、会長、記録者がこれに署名捺印のうえ本会に保管する。

第五章 常任理事会

(常任理事会)

第 15 条 本会の構成役員は、会長、副会長、会計、常任理事および事務局長とし毎月定例常任理事会を開催する。但し、必要ある場合は臨時に開催する。
会長が招集し議長となる。

(常任理事会の審議事項)

第 16 条 本会は第 3 条の目的達成のため各種の事業計画を審議する。

1. 本会が主催する事業計画の策定、実施に関する事項ならびに会長が必要と認めた事項を審議する。
2. 本会規約の改定を審議する。
3. 役員総会に提出する議案を審議する。

(常任理事会の議決)

第 17 条 常任理事会における審議議決は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第六章 会計

(経費)

第 18 条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充当する。
但し、会費の徴収は別途細則をもって定める。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会計の公表)

第 20 条 会計は、年 1 回以上会計監事の審査を経て会計内容を常任理事会に公表し、役員総会に提出する。

第七章 会館維持管理運営

(維持管理運営)

第 21 条 本会は、二俣川ニュータウン連合町内会館の維持、管理、運営を行い、これに関する必要な事項は、別途規則をもって定める。

(会計の公表)

第 22 条 会館運営委員長は、年 1 回以上常任理事会に収支明細を報告する。

第八章 専門部の設置

(地域課題に対応するための活動の推進)

第 23 条

1. 本会の課題である広報、防災、子ども活動・行事支援、環境等の活動を継続的かつ専門的に推進するために専門部を設置することができる。これに関する必要な事項は別途規則をもって定める。
2. 専門部は役員、元役員、専門的な知識・経験を持つ会員及び地域活動に意欲のある会員で構成する。

(会計の公表)

第 24 条 各専門部の代表は、年 1 回以上常任理事会に収支明細を公表する。

第九章 付則

1. 本規約は平成 3 年 3 月 24 日より効力を生じ、昭和 58 年 4 月 23 日施行の規約は無効とする。
2. 本規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行するものとする。
3. 第 1 条の規定による「別に定める各種団体」とは、次に定めるものとする。
二俣川ニュータウン地区
社会福祉協議会、スポーツ推進委員連絡協議会、青少年指導員連絡協議会、
民生委員・児童委員会協議会、保健活動推進員会、環境事業推進委員会、
老人クラブ連合会（かがやきクラブ）
4. 慶弔に関しては、別途細則をもって定める。
5. 通信、交通費に関しては、別途細則をもって定める。